

## 第17章 課徴金納付命令

### 第1節 課徴金制度について

#### I 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、2005年4月（公認会計士法については2008年4月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

(注) 制度の対象とする違反行為

#### 1. 金融商品取引法

- ① 不公正取引  
(インサイダー取引、相場操縦(仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等)、風説の流布又は偽計)
- ② 情報伝達・取引推奨行為
- ③ 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等(発行開示義務違反)
- ④ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等(継続開示義務違反)
- ⑤ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の不提出・虚偽記載等
- ⑥ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等
- ⑦ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等
- ⑧ 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等

#### 2. 公認会計士法

##### (1) 公認会計士

- ① 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明
- ② 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

##### (2) 監査法人

- ① 監査法人の社員が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明
- ② 監査法人の社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、2005年4月1日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した(2018年7月1日付で総合政策局総務課に設置)。

## II 課徴金納付命令までの手続 (別紙1参照)

### 第2節 課徴金納付命令等の状況

#### I 課徴金納付命令の実績 (別紙2参照)

##### 1. 金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の 虚偽記載等	合計
2005 事務年度～ 2017 事務年度	357 件	109 件	466 件
2018 事務年度	37 件	10 件	47 件
2019 事務年度	27 件	6 件	33 件
2020 事務年度	12 件	10 件	22 件
2021 事務年度	15 件	7 件	22 件
2022 事務年度	16 件	6 件	22 件

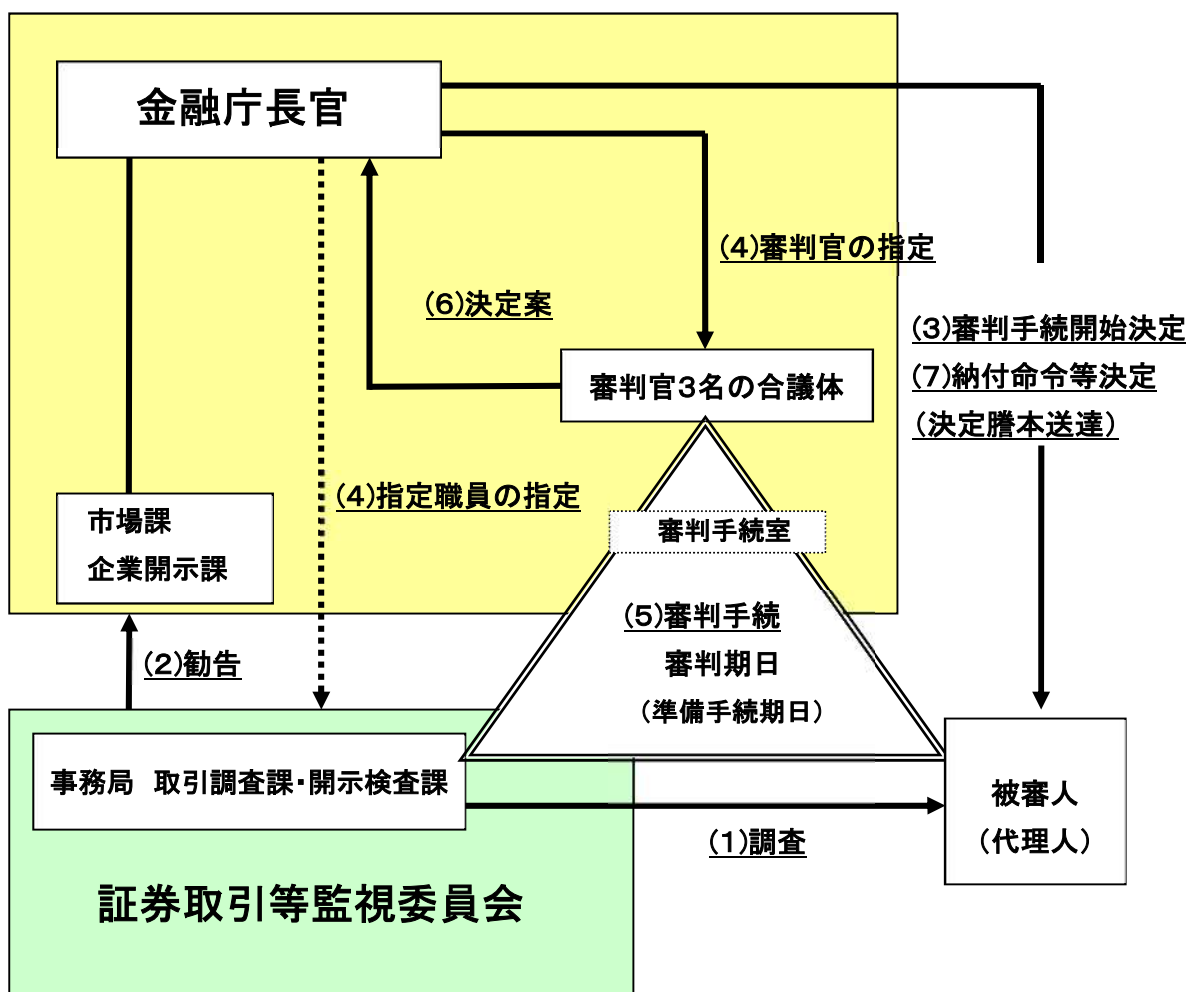
##### 2. 公認会計士法

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
2015 事務年度	0 件	1 件	1 件

## II 審判期日等の実績

2022 事務年度中に審判期日が開催されたもの及び審判手続が終結したものはない。

## 調査から課徴金納付命令までの流れ

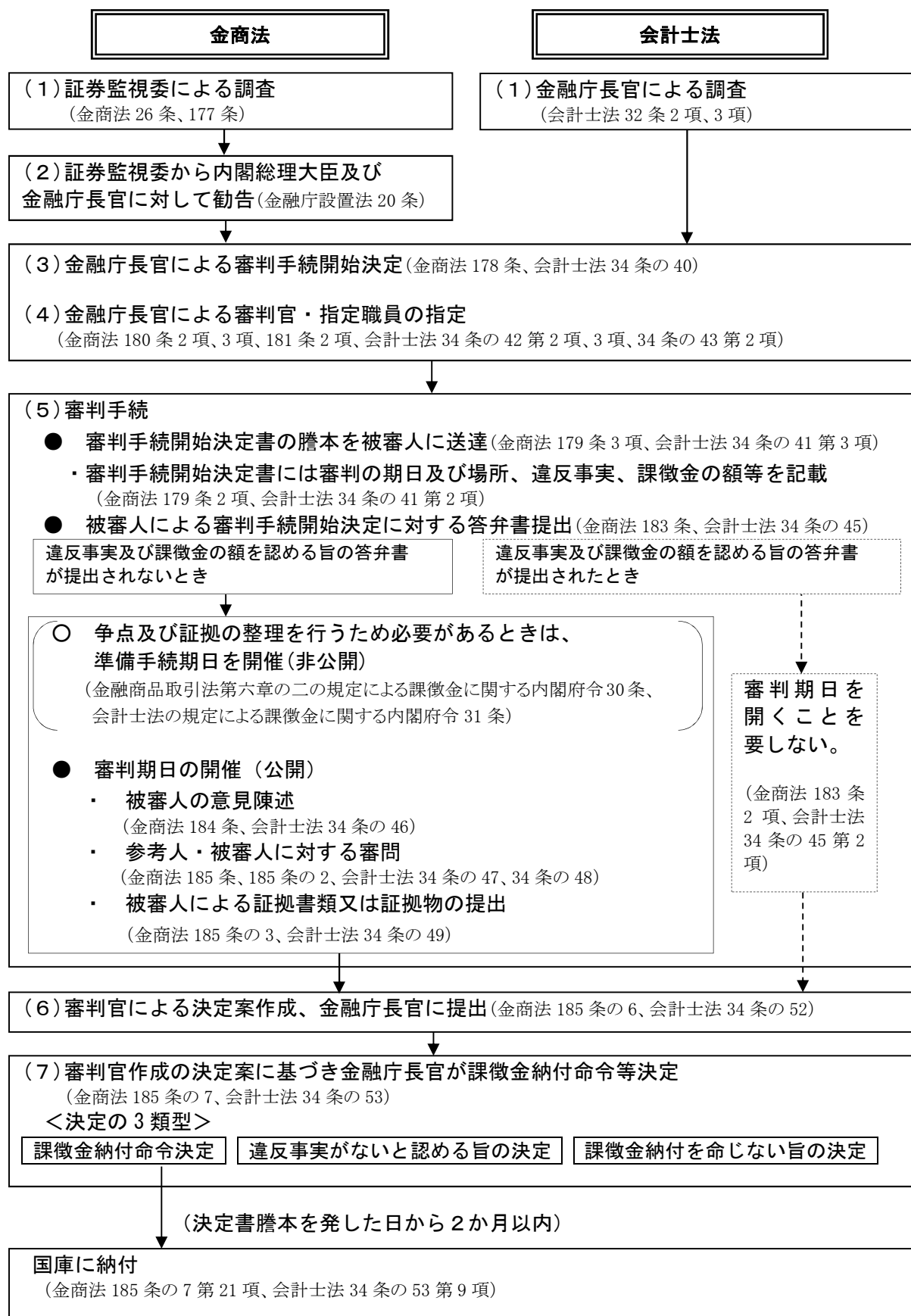


(注) 指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※ 公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

## 課徴金制度に係る手続等の流れ



○課徴金納付命令決定の取消しの訴えを提起する場合は、決定の効力が生じた日から 30 日以内に裁判所に提起しなければならない(金商法 185 条の 18、会計士法 34 条の 63)

※(1)(3)(4)(6)(7)は、内閣総理大臣の権限が金融庁長官に委任されている(金商法 194 条の 7、会計士法 49 条の 4)  
※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法、証券監視委は証券取引等監視委員会の略

## 課徴金納付命令の実績

(2022事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	公開買付者との契約締結交渉者の役員による(株)ファミリーマート株式に係る内部者取引 (令和4年度第4号)	公開買付け等事実(伊藤忠商事(株)の業務執行を決定する機関が、(株)ファミリーマート株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、(株)ファミリーマート株式を買い付けた。	個人	2022年6月3日 (勧告) 2022年6月10日 (開始決定)	2022年7月5日	167万円
2	レカム(株)社員からの情報受領者による内部者取引 (令和3年度第14号)	重要事実(レカム(株)の業務執行を決定する機関が、ReSPR TECHNOLOGIES INC.と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、レカム(株)社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、レカム(株)株式を買い付けた。	個人	2022年2月25日 (勧告) 2022年3月4日 (開始決定)	2022年8月9日	1140万円
3	イノテック(株)との契約締結交渉者役員による内部者取引 (令和元年度第33号)	重要事実(イノテック(株)の業務執行を決定する機関が、CVP Holdings Limitedと業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己及び同族会社の計算において、イノテック(株)株式を買い付けた。	個人	2019年12月6日 (勧告) 2019年12月24日 (開始決定)	2022年9月1日	1億9625万円
4	アジア開発キャピタル(株)における有価証券報告書等の虚偽記載 (令和4年度第5号)	架空循環取引による売上の過大計上等の不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。	アジア開発キャピタル(株)	2022年6月17日 (勧告) 2022年6月24日 (開始決定)	2022年9月1日	1500万円
5	(株)北弘電社における有価証券報告書等の虚偽記載 (令和4年度第6号)	売上の過大計上及び売上原価の過少計上等の不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。	(株)北弘電社	2022年6月21日 (勧告) 2022年6月23日 (開始決定)	2022年9月1日	600万円
6	(株)京写株式に係る相場操縦 (令和4年度第9号)	(株)京写株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	2022年6月28日 (勧告) 2022年7月5日 (開始決定)	2022年9月1日	415万円
7	長期国債先物に係る相場操縦 (令和4年度第7号)	長期国債先物につき、同先物の売買を誘引する目的をもって、同先物の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及びその委託をした。	アトランティック・トレーディング・ロンドン・リミテッド (Atlantic Trading London Limited)	2022年6月21日 (勧告) 2022年6月28日 (開始決定)	2022年9月9日	4285万円
8	(株)関西みらいフィナンシャルグループ社員による内部者取引等 (令和4年度第10号)	公開買付け等事実((株)りそなホールディングスの業務執行を決定する機関が、(株)関西みらいフィナンシャルグループ株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)及び重要事実((株)関西みらいフィナンシャルグループの業務執行を決定する機関が、(株)りそなホールディングスを完全親会社とし、(株)関西みらいフィナンシャルグループを完全子会社とする株式交換を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、(1)上記各事実の公表前に、自己の計算において、(株)関西みらいフィナンシャルグループ株式を買い付けた。  (2)上記各事実の公表前に(株)関西みらいフィナンシャルグループ株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、同株式の買付けをすることを助めた。	個人	2022年9月2日 (勧告) 2022年9月9日 (開始決定)	2022年10月20日	163万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
9	(株)関西みらいフィナンシャルグループ社員から伝達を受けた者による内部者取引 (令和4年度第11号)	公開買付け等事実(株)りそなホールディングスの業務執行を決定する機関が、(株)関西みらいフィナンシャルグループ株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)及び重要事実(株)関西みらいフィナンシャルグループの業務執行を決定する機関が、(株)りそなホールディングスを完全親会社とし、(株)関西みらいフィナンシャルグループを完全子会社とする株式交換を行うことについての決定をしたこと)について、(株)関西みらいフィナンシャルグループ社員から伝達を受けながら、各事実の公表前に、自己の計算において、(株)関西みらいフィナンシャルグループ株式を買い付けた。	個人	2022年9月2日 (勧告) 2022年9月9日 (開始決定)	2022年10月20日	31万円
10	日本板硝子(株)株式外1銘柄に係る相場操縦 (令和4年度第12号)	(1)日本板硝子(株)株式及び (2)(株)ツカダ・グローバルホールディング株式 につき、各株式の売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	2022年9月6日 (勧告) 2022年9月13日 (開始決定)	2022年10月20日	215万円
11	大成(株)社員による公開買付けの実施に関する事実に係る推奨行為 (令和4年度第13号)	公開買付け等事実(株)アイ・ケイ・ケイの業務執行を決定する機関が、大成(株)株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に大成(株)株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、同株式の買付けをすることを勧めた。	個人	2022年9月9日 (勧告) 2022年9月16日 (開始決定)	2022年10月20日	21万円
12	ヤマハ(株)株式に係る相場操縦 (令和3年度第5号)	ヤマハ(株)株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の店頭デリバティブ取引及びその申込みをした。	エボリューション・トレーディング・エルティディ (Evolution Trading Ltd)	2021年11月5日 (勧告) 2021年11月11日 (開始決定)	2022年12月12日	276万円
13	アジャイルメディア・ネットワーク(株)における有価証券報告書等の虚偽記載 (令和4年度第8号)	架空取引による売上の過大計上、販売費及び一般管理費の過少計上及びソフトウェア仮勘定の架空計上等の不適正な会計処理を行い、 (1)重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、有価証券報告書の訂正報告書、四半期報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出した。 (2)重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、株券及び新株予約権証券を取得させた。	アジャイルメディア・ネットワーク(株)	2022年6月23日 (勧告) 2022年7月1日 (開始決定)	2022年12月12日	6925万円
14	(株)アマナにおける有価証券報告書等の虚偽記載 (令和4年度第14号)	売上の過大計上、売上原価の過少計上等の不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。	(株)アマナ	2022年11月1日 (勧告) 2022年11月7日 (開始決定)	2022年12月12日	1650万円
15	名古屋電機工業(株)社員からの情報受領者による内部者取引 (令和4年度第15号)	重要事実(名古屋電機工業(株)の属する企業集団の経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益について、直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと)について、同社社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	2022年11月29日 (勧告) 2022年12月6日 (開始決定)	2023年1月25日	73万円
16	(株)YE DIGITAL株式外1銘柄に係る相場操縦 (令和4年度第16号)	(1)(株)YE DIGITAL株式及び (2)データセクション(株)株式 につき、各株式の売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、各株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	2022年12月6日 (勧告) 2022年12月13日 (開始決定)	2023年1月25日	592万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
17	(株) ディー・ディー・エスにおける有価証券報告書等の虚偽記載 (令和4年度第17号)	売上の過大計上及び貸倒引当金繰入額の過少計上等の不適正な会計処理を行い、また、重要事象等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を記載せず、 (1) 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。 (2) 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権証券を取得させた。 (3) 重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書に係る訂正報告書等を提出した。	(株) ディー・ディー・エス	2022年12月9日 (勧告) 2022年12月16日 (開始決定)	2023年2月8日	2億0573万円
18	(株) N・フィールド社員から伝達を受けた者による内部者取引 (令和4年度第18号)	公開買付け等事実(ユニゾン・キャピタル(株)の業務執行を決定する機関が、(株)N・フィールド株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、(株)N・フィールド社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、(株)N・フィールド株式を買い付けた。	個人	2023年2月28日 (勧告) 2023年3月7日 (開始決定)	2023年4月6日	34万円
19	(株)N・フィールド社員による公開買付けの実施に関する事実に係る伝達 (令和4年度第19号)	公開買付け等事実(ユニゾン・キャピタル(株)の業務執行を決定する機関が、(株)N・フィールド株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に(株)N・フィールド株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。	個人	2023年2月28日 (勧告) 2023年3月7日 (開始決定)	2023年4月6日	17万円
20	JESCOホールディングス(株)株式外1銘柄に係る相場操縦 (令和5年度第1号)	(1) JESCOホールディングス(株)株式及び (2) (株)シンシア株式につき、各株式の売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、各株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	2023年3月24日 (勧告) 2023年4月11日 (開始決定)	2023年5月22日	266万円
21	(株)BuySell Technologiesとの契約締結交渉者の代理人による内部者取引等 (令和5年度第2号)	重要事実((株)BuySell Technologiesの業務執行を決定する機関が、①(株)ダイヤコーポレーション株式を取得して子会社化すること及び②(株)BuySell Technologiesを完全親会社とし、(株)ダイヤコーポレーションを完全子会社とする株式交換を行うことについての決定をしたこと)について、契約締結交渉に関し知りながら、 (1) 上記各事実の公表前に、自己の計算において、(株)BuySell Technologies株式を買い付けた。 (2) 上記各事実の公表前に(株)BuySell Technologies株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、同株式の買付けをすることを勧めた。	個人	2023年3月28日 (勧告) 2023年4月11日 (開始決定)	2023年5月22日	303万円
22	(株)東京衡機における有価証券報告書等の虚偽記載 (令和5年度第3号)	売上の過大計上の不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。	(株)東京衡機	2023年5月19日 (勧告) 2023年5月26日 (開始決定)	2023年6月27日	1200万円